

中間市飼犬条例（平成12年3月9日条例第13号）

最終改正:平成21年9月30日条例第15号

改正内容:平成21年9月30日条例第15号

○中間市飼犬条例

平成12年3月9日条例第13号

改正

平成21年9月30日条例第15号

中間市飼犬条例

中間市畜犬取締条例(昭和48年中間市条例第32号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、人、家畜、その他(以下「人畜等」という。)に対する飼い犬の危害を防止するとともに、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)に基づき、狂犬病の発生を予防することにより社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 現に犬を飼育(保管を含む。以下同じ。)所有し、又は管理する者をいう。
- (2) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- (3) けい留 人畜等に危害を加え、かつ、逃げるおそれがないようにさく、おり、その他の囲いの中で飼い犬を飼育し、又は鎖等で固定的な物につないでおくことをいう。

(清潔の保持)

第3条 飼い主は、汚物等の適正な処理を行うとともに、飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第4条 飼い主は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を常にけい留すること。
- (2) 飼い犬がかむおそれのあるときは、口輪をかける方法等を講じ、移動又は運動させること。
- (3) 飼い主は、道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地建物等を汚物で汚し、又は損傷することがないようにすること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、盲導犬及びその他の使役犬をその目的のために使用する時。
- (2) 犬を制御できる者が、人畜等に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練するとき。
- (3) 犬を制御できる者が、人畜等に危害を加えたり、恐怖を与えないように丈夫な鎖又は綱を確実に保持し、移動又は運動させるとき。

(登録及び注射の義務)

第5条 飼い主は、法第4条の規定に基づき、飼い犬を登録し、鑑札の交付を受けなければならない。

2 飼い主は、法第5条の規定に基づき、飼い犬に毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けなければならない。

3 飼い主は、法第4条及び第5条の規定に基づき、交付を受けた鑑札及び注射済票を飼い犬に付けなければならない。

(捨て犬の禁止)

第6条 飼い主は、正当な理由がある場合を除き、飼い犬を終生飼育するように努めるとともに、やむを得ず飼育することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つける等飼い犬に飼育を受ける機会を与えるように努め、遺棄してはならない。

2 飼い主が飼い犬の飼育をやめる場合は、新たに飼い主がある場合のほか当該犬を宗像・遠賀保健福祉環境事務所に引き渡さなければならない。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の目的を達するため、必要があると認めるときは、関係職員をして飼い犬を飼育又は管理している場所に立ち入って調査させ、又は関係者から必要な報告を求めることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第8条 市長は、飼い主が次の各号の一に該当したときは、五万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して飼い犬をけい留しなかったとき。
- (2) 第5条第1項の規定に違反して犬の登録をせず、又は鑑札を飼い犬に付けなかったとき。
- (3) 第5条第2項の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を飼い犬に付けなかったとき。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日条例第15号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。